

# 資料編

# 資料編 1. 松江市の現状

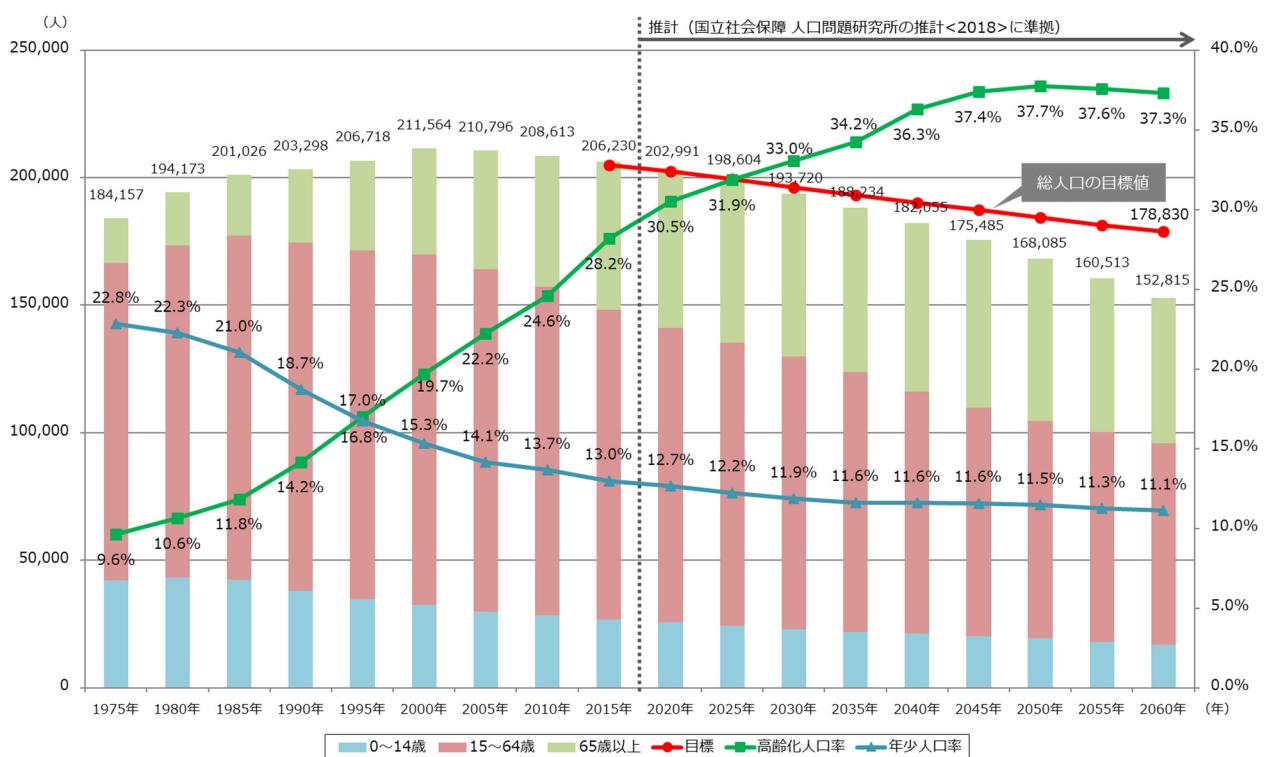
## 1. 人口

### (1) 人口推移

本市の人口は、平成 12 (2000) 年のピークを境に、その後は緩やかに減少を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は 2060 年に 15.3 万人まで減少し、高齢化率は 37.3% になることが見込まれています。

図 資 1-1 人口推移と人口推計



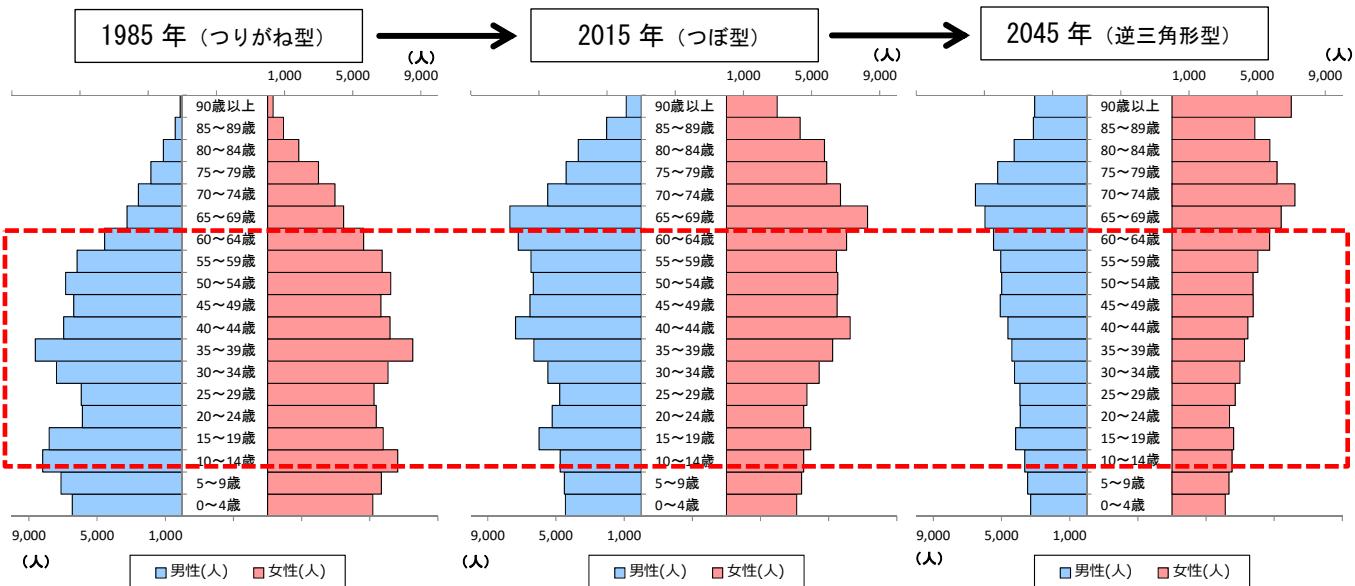
出典：国勢調査(平成 27 (2015) 年まで) 国立社会保障・人口問題研究所推計 (令和 2 (2020) 年以降)  
松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第 1 次総合戦略 (総人口の目標値)

## (2) 年齢構成

本市の年齢階層別人口を人口ピラミッドで見ると、昭和 60 (1985) 年から平成 27 (2015) 年までの 30 年間で、年少人口 (15 歳未満) 及び生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) の減少と、老人人口 (65 歳以上) の増加が進んだことがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も少子高齢化が進むことが見込まれており、令和 27 (2045) 年の人口ピラミッドはいびつな逆三角形となり、このままでは人口減少が一層進むとともに多くの高齢者を少ない若い世代で支える時代になると想えられます。

図 資 1-2 人口ピラミッドの推移

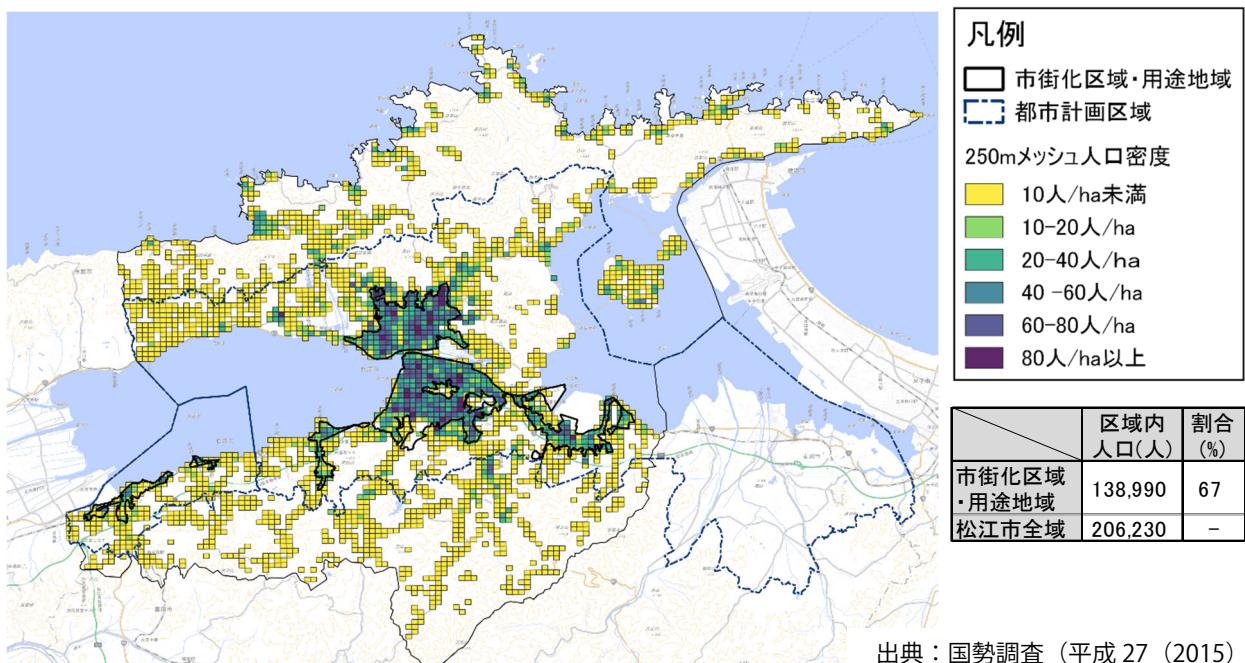


出典：国勢調査 (昭和 60 (1985) 年, 平成 27 (2015) 年)、国立社会保障・人口問題研究所 (令和 27 (2045) 年)

## (3) 人口分布

人口分布を見ると、市街地（市街化区域・用途地域）を中心に人口密度 40 人/ha 以上の人 口集積地が分布しており、全人口の約 7 割が居住しています。

図 資 1-3 人口分布



## 2. 交通

### (1) 路線バスの事業収支

市内のバス事業者の事業収支は、各事業者ともに赤字となっています。

図 資 1-4 松江市のバス運行補助金の推移



出典：松江市地域公共交通網形成計画（平成 29（2017）年 3月）

#### 2015 年度 収支詳細

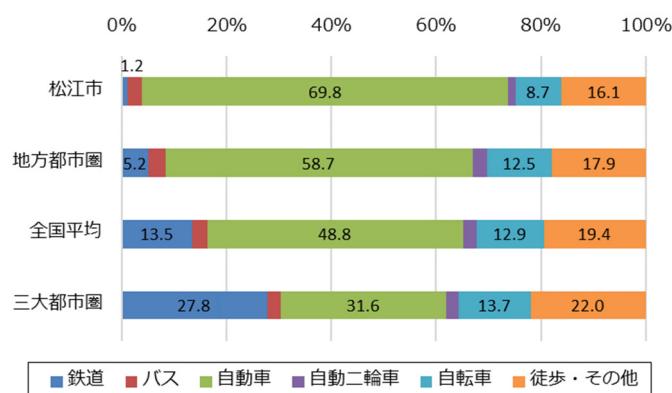
事業者名	運送単価 (円/km)	実車走行 キロ(km)	運送費 (千円)	運賃収入 (千円)	運賃収入 割合(%)	収支 (千円)	利用者数 (人)	運賃単価 (円/人)	市町村 運行補助金 (千円)	国・県 運行補助金 (千円)
松江市交通局	424.44	1,679,330	653,444	428,232	65.5	▲ 225,212	2,776,062	154.26	206,468	
一畑バス	317.60	1,642,402	521,627	379,767	72.8	▲ 141,860	1,633,414	232.50	14,102	37,412
日ノ丸自動車	265.01	336,700	89,229	46,326	51.9	▲ 42,903	73,482	630.44		
合計	-	3,658,432	1,264,300	854,325	-	▲ 409,975	4,482,958	-	220,570	37,412

出典：松江市地域公共交通網形成計画（平成 29（2017）年 3月）

### (2) 自動車分担率

本市における自動車分担率は 70%近くを占め、地方都市圏平均(58.7%)よりも高く、自動車への依存度が高くなっています。

図 資 1-5 平日の代表交通手段の構成比



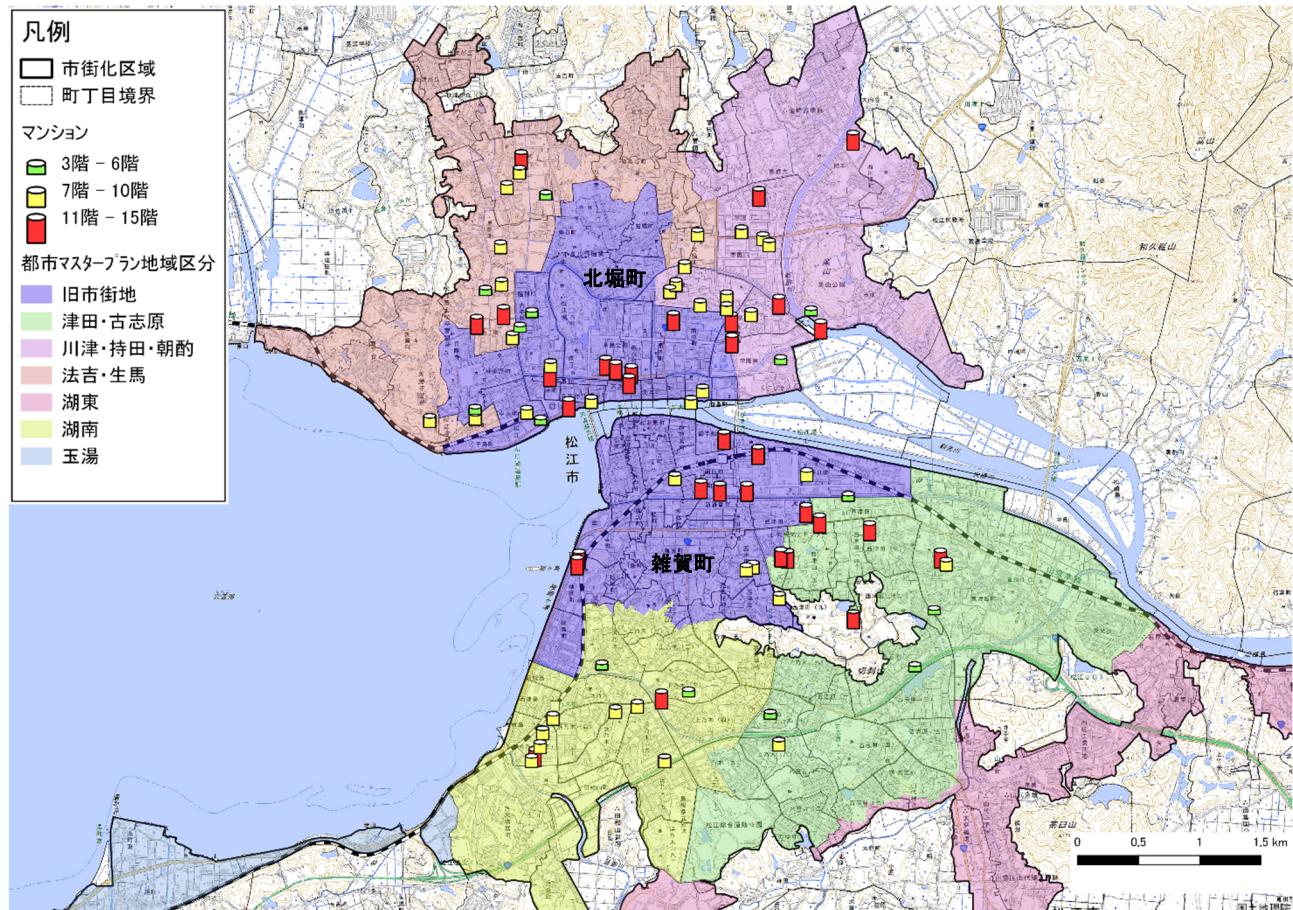
出典：全国都市交通特性調査(平成 27（2015）年)  
時系列分析が可能な 41 都市

### 3. 住宅立地

#### (1) マンション立地

市街地内には、10階を超えるマンションが多く立地しています。古い町並みが残る北堀町や雑賀町などでは、道路が狭くまとまった土地もないためマンションは立地していません。

図 資 1-6 マンションの立地状況



町丁目別マンションの戸数

橋北

橋南

階数別マンション棟数

都市マスター・プラン 地域区分	階数別マンション棟数(棟)															棟数 合計	
	1階 建て	2階 建て	3階 建て	4階 建て	5階 建て	6階 建て	7階 建て	8階 建て	9階 建て	10階 建て	11階 建て	12階 建て	13階 建て	14階 建て	15階 建て		
旧市街地		1	1	3		4	7	1	1	4	5	4		31			
津田・古志原			1	1	1		1	2	1	1	1	1	1	1	11		
川津・持田・朝酌					3	1	3	5	1	2				2	17		
法吉・生馬					1	1	2	3	3				3		13		
湖南					1	1		1	6		1		1			11	
階数別棟数合計	0	0	0	1	1	4	9	3	12	23	3	5	5	10	7	83	

町丁目名	棟数合計	戸数合計
東朝日町	4	299
西津田7丁目	2	201
浜乃木3丁目	4	195
東津田町	3	145
袖師町	2	144
御手船場町	1	91
浜乃木2丁目	2	90
西津田3丁目	1	83
大正町	2	79
西津田6丁目	2	69
西津田2丁目	1	67
西津田9丁目	2	64
上乃木3丁目	2	63
浜乃木6丁目	1	61
上乃木8丁目	1	57
西津田1丁目	1	46
浜乃木1丁目	1	43
上乃木7丁目	1	40
寺町	1	36
浜乃木5丁目	1	29
古志原2丁目	1	19

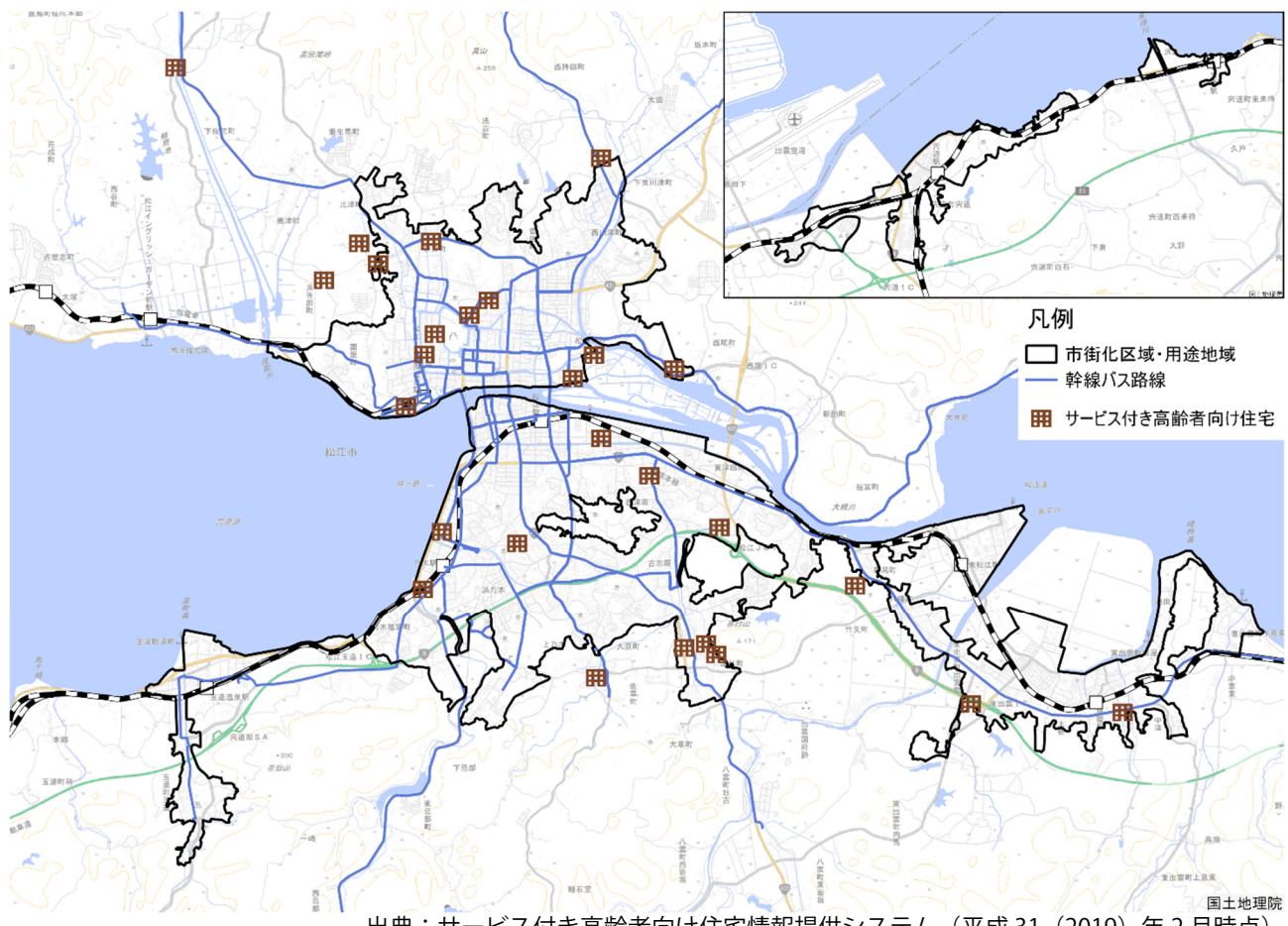
町丁目名	棟数合計	戸数合計
春日町	4	265
黒田町	5	264
学園2丁目	3	227
西川津町	3	206
北田町	5	170
内中原町	4	125
大輪町	2	115
外中原町	2	113
殿町	2	108
母衣町	2	107
西茶町	1	104
南田町	2	97
学園南2丁目	2	88
東本町5丁目	2	78
中原町	1	75
東茶町	1	56
学園1丁目	2	53
砂子町	1	53
学園南1丁目	1	42
国屋町	1	31
千鳥町	1	16

出典：都市政策課調査（平成 29（2017）年 12 月時点）

## (2) サービス付き高齢者向け住宅

市街地内には、19 件のサービス付き高齢者向け住宅が立地しています。

図 資 1-7 サービス付き高齢者向け住宅の立地状況



### (3) 空き家

平成 28 (2016) 年度に、市内にある水道の閉栓が過去 3 年以上継続している建築物 1,102 件を調査した結果、811 件(73.6%)で空き家の可能性があると判定されています。

また、平成 26 (2014) 年に町内会・自治会連合会より報告された空き家の数は、2,783 件となっています。

#### 公民館区別の空き家数と全体に占める割合

公民館区	調査件数 [件]	実態調査による「空家の可能性あり」判定		(参考)町内会・自治会連合会からの報告	
		件数 [件]	割合	件数 [件]	割合
城東	47	37	4.6%	140	5.0%
城北	51	43	5.3%	150	5.4%
城西	52	39	4.8%	143	5.1%
白潟	70	45	5.5%	185	6.6%
朝日	27	24	3.0%	49	1.8%
雜賀	80	63	7.8%	195	7.0%
津田	85	60	7.4%	109	3.9%
古志原	67	56	6.9%	173	6.2%
川津	42	31	3.8%	78	2.8%
朝酌	4	2	0.2%	32	1.1%
法吉	33	26	3.2%	64	2.3%
竹矢	13	10	1.2%	81	2.9%
乃木	64	52	6.4%	110	4.0%
忌部	5	3	0.4%	27	1.0%
大庭	18	10	1.2%	33	1.2%

公民館区	調査件数 [件]	実態調査による「空家の可能性あり」判定		(参考)町内会・自治会連合会からの報告	
		件数 [件]	割合	件数 [件]	割合
生馬	13	13	1.6%	33	1.2%
持田	12	9	1.1%	27	1.0%
古江	7	7	0.9%	33	1.2%
本庄	20	15	1.8%	81	2.9%
大野	8	8	1.0%	22	0.8%
秋鹿	13	11	1.4%	41	1.5%
鹿島	55	32	3.9%	167	6.0%
島根	41	32	3.9%	98	3.5%
美保関	30	29	3.6%	246	8.8%
八雲	40	26	3.2%	63	2.3%
玉湯	69	45	5.5%	49	1.8%
宍道	54	43	5.3%	109	3.9%
八束	76	35	4.3%	117	4.2%
東出雲	6	5	0.6%	128	4.6%
計	1,102	811	100.0%	2,783	100.0%

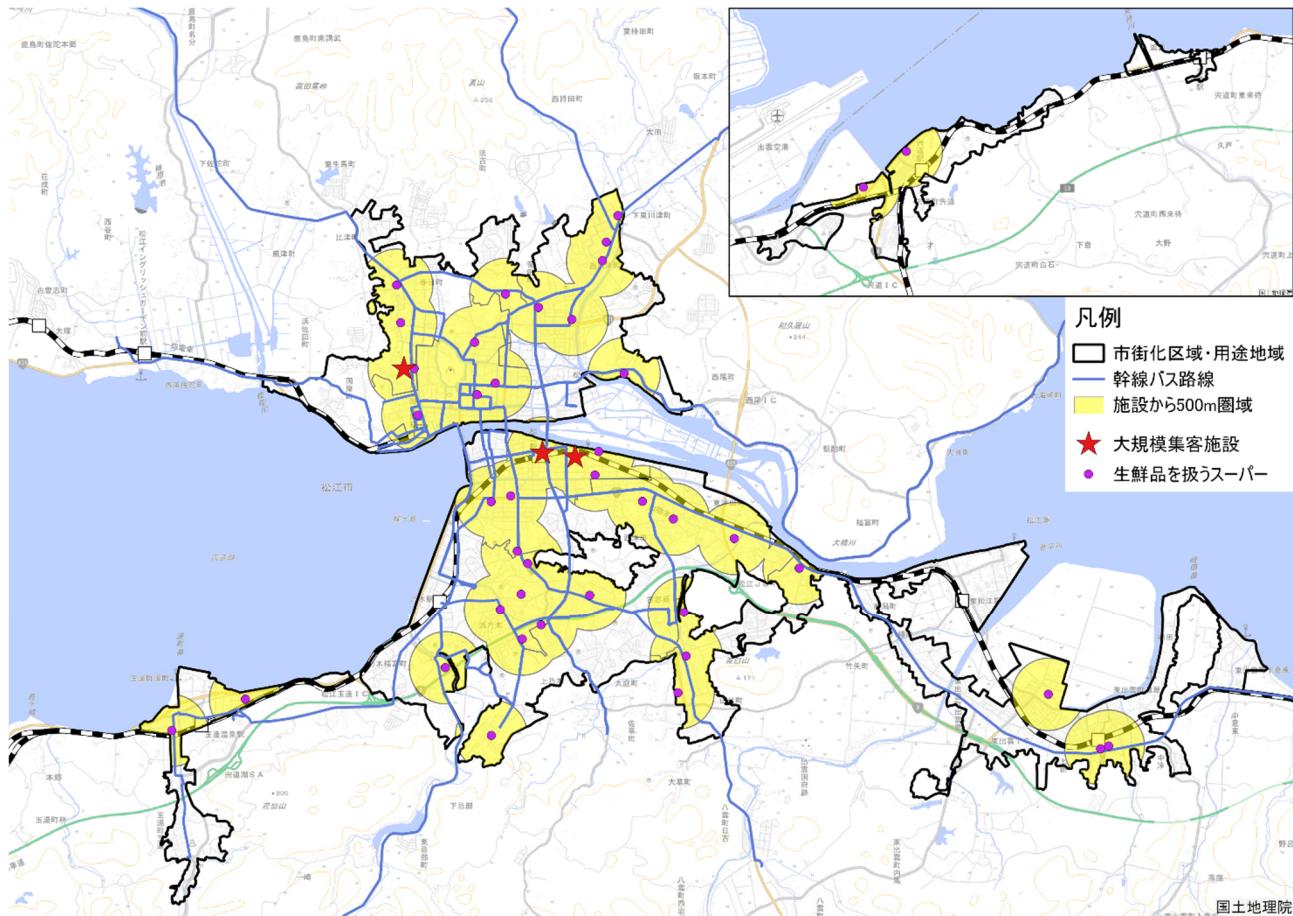
出典：松江市空等家対策計画（平成 29 (2017) 年 3 月）

## 4. 都市機能

### (1) 生鮮食料品を扱うスーパー

旧市街地地域を中心に立地しており、旧市街地地域においては約78%が徒歩圏域でカバーされ、市街地全体でみても約53%の地域が徒歩圏域でカバーされています。

図 資1-8 生鮮食料品を扱うスーパーの立地状況



生鮮食料品を扱うスーパー 地域区分別 徒歩圏域カバー率

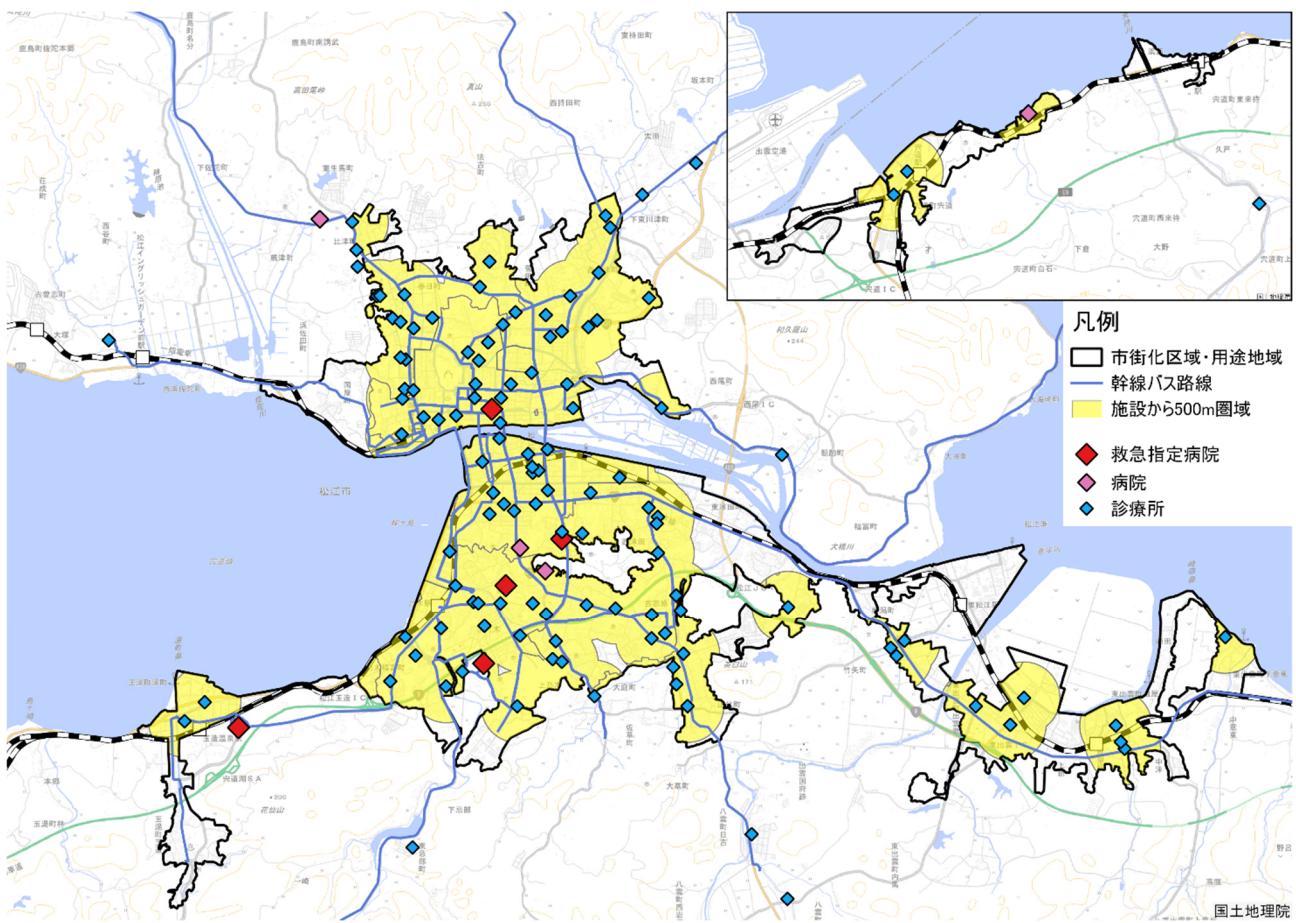
都市マスタープラン 地域区分	市街化区域・ 用途地域 面積 (ha)	項目	生鮮食料品店 徒歩圏域
旧市街地	595	面積	463 ha
		カバー率	78 %
津田・古志原	557	面積	348 ha
		カバー率	62 %
川津・持田・朝駒	381	面積	233 ha
		カバー率	61 %
法吉・生馬	377	面積	186 ha
		カバー率	49 %
湖東	405	面積	148 ha
		カバー率	37 %
湖南	378	面積	224 ha
		カバー率	59 %
玉湯	178	面積	60 ha
		カバー率	34 %
宍道	237	面積	62 ha
		カバー率	26 %
東出雲	406	面積	136 ha
		カバー率	33 %
合計	3,514	面積	1,860 ha
		カバー率	53 %

※徒歩圏域は500mとする。  
※各地域区分の市街地面積は  
GIS計測による。

## (2) 病院・診療所

市街地内に満遍なく立地しており、市街地の約73%の地域が徒歩圏域でカバーされています。

図 資 1-9 病院・診療所の立地状況



出典：島根県医療機能情報システム（平成31（2019）年2月時点）

病院・診療所…内科、外科、小児科のいずれかの診療科目を有するもの

病院・診療所 地域区分別 徒歩圏域カバー率・施設数

都市マスタープラン 地域区分	市街化区域・ 用途地域 面積 (ha)	項目	病院・診療所 徒歩圏域	内科 施設数	外科 施設数	小児科 施設数
旧市街地	595	面積	593 ha	23	7	9
		カバー率	100 %			
津田・古志原	557	面積	416 ha	10	4	3
		カバー率	75 %			
川津・持田・朝酌	381	面積	332 ha	10	2	6
		カバー率	87 %			
法吉・生馬	377	面積	266 ha	14	4	9
		カバー率	71 %			
湖東	405	面積	199 ha	8	3	6
		カバー率	49 %			
湖南	378	面積	365 ha	11	5	5
		カバー率	97 %			
玉湯	178	面積	79 ha	2	0	1
		カバー率	44 %			
宍道	237	面積	92 ha	3	0	1
		カバー率	39 %			
東出雲	406	面積	236 ha	6	5	2
		カバー率	58 %			
合計	3,514	面積	2,578 ha	87	30	42
		カバー率	73 %			

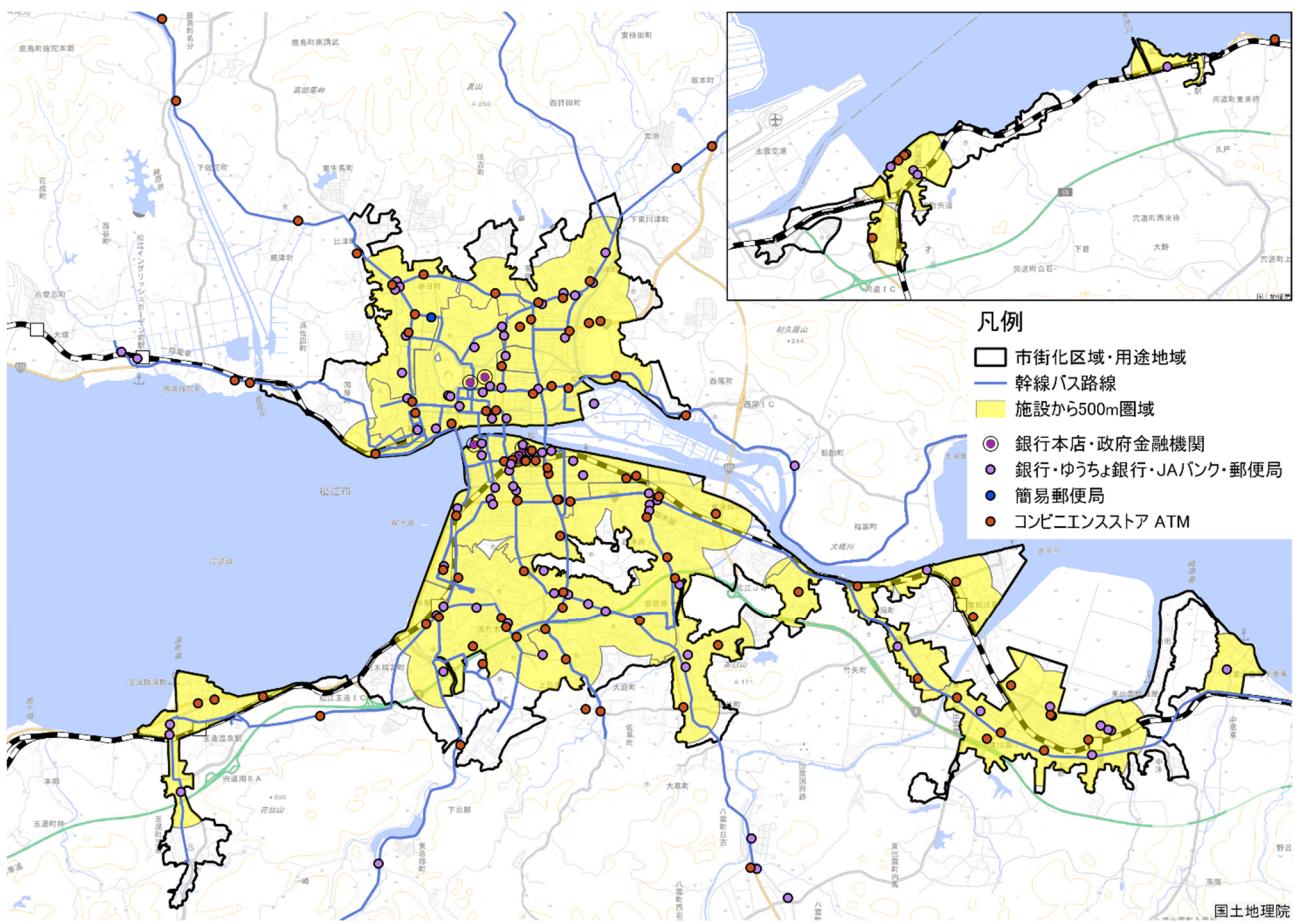
※徒歩圏域は500mとする。

※各地域区分の市街地面積は  
GIS計測による。

### (3) 金融機関・ATM 備付施設

市街地内に満遍なく立地しており、市街地の約 78%の地域が徒歩圏域でカバーされています。

図 資 1-10 金融機関・ATM 備付施設の立地状況



金融機関・ATM 備付施設 地域区分別 徒歩圏域カバー率

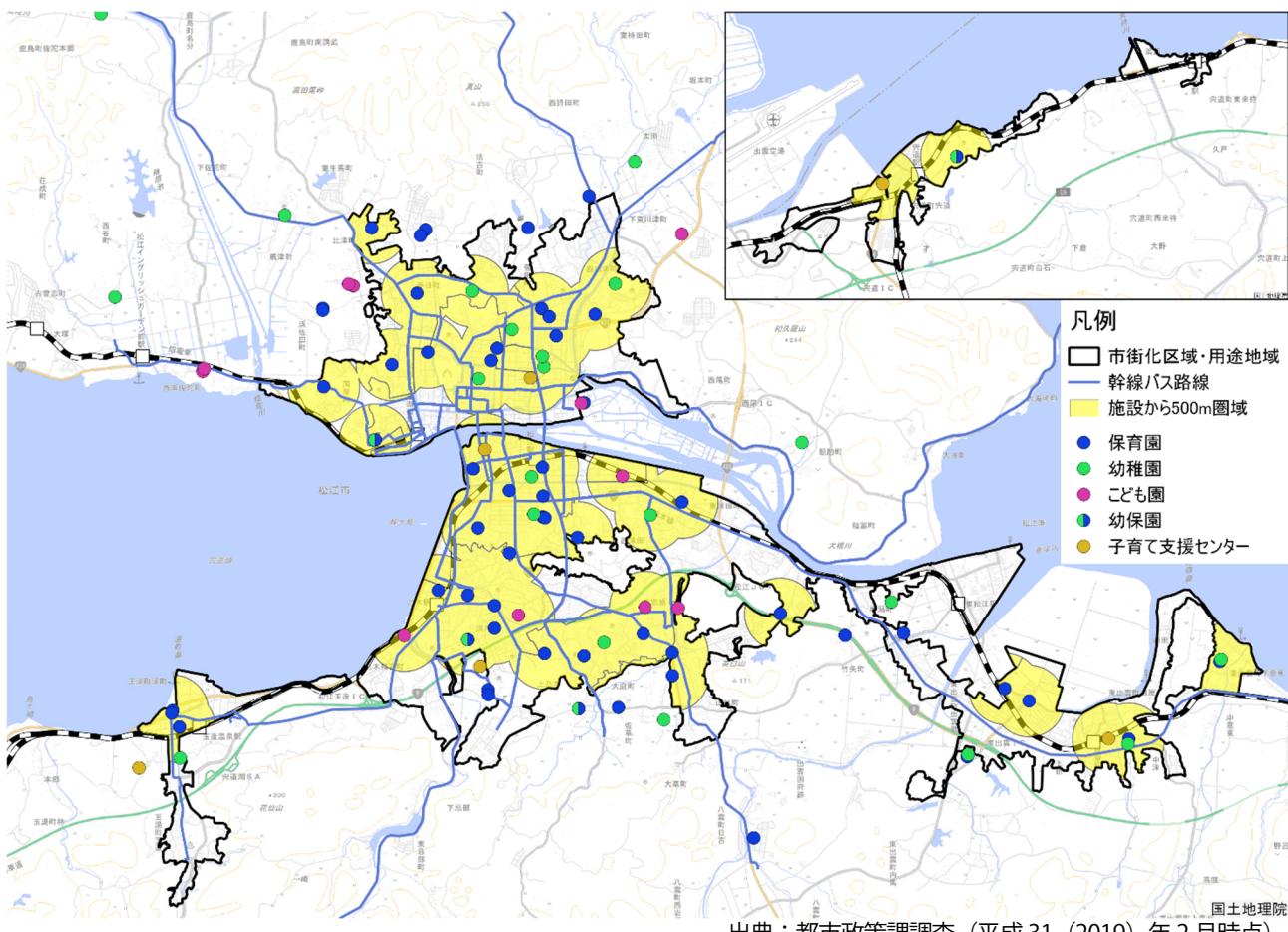
都市マスタープラン 地域区分	市街化区域・ 用途地域 面積 (ha)	項目	金融機関・ ATM備付施設 徒歩圏域
旧市街地	595	面積	590 ha
		かべー率	99 %
津田・古志原	557	面積	463 ha
		かべー率	83 %
川津・持田・朝酌	381	面積	316 ha
		かべー率	83 %
法吉・生馬	377	面積	243 ha
		かべー率	64 %
湖東	405	面積	286 ha
		かべー率	71 %
湖南	378	面積	307 ha
		かべー率	81 %
玉湯	178	面積	106 ha
		かべー率	60 %
宍道	237	面積	121 ha
		かべー率	51 %
東出雲	406	面積	309 ha
		かべー率	76 %
合計	3,514	面積	2,741 ha
		かべー率	78 %

※徒歩圏域は 500m とする。  
※各地域区分の市街地面積は  
GIS 計測による。

## (4) 子育て支援施設

市街地内に満遍なく立地しており、市街地の約61%の地域が徒歩圏域でカバーされています。

図 資 1-11 子育て支援施設の立地状況



子育て支援施設 地域区分別 徒歩圏域カバー率・施設数

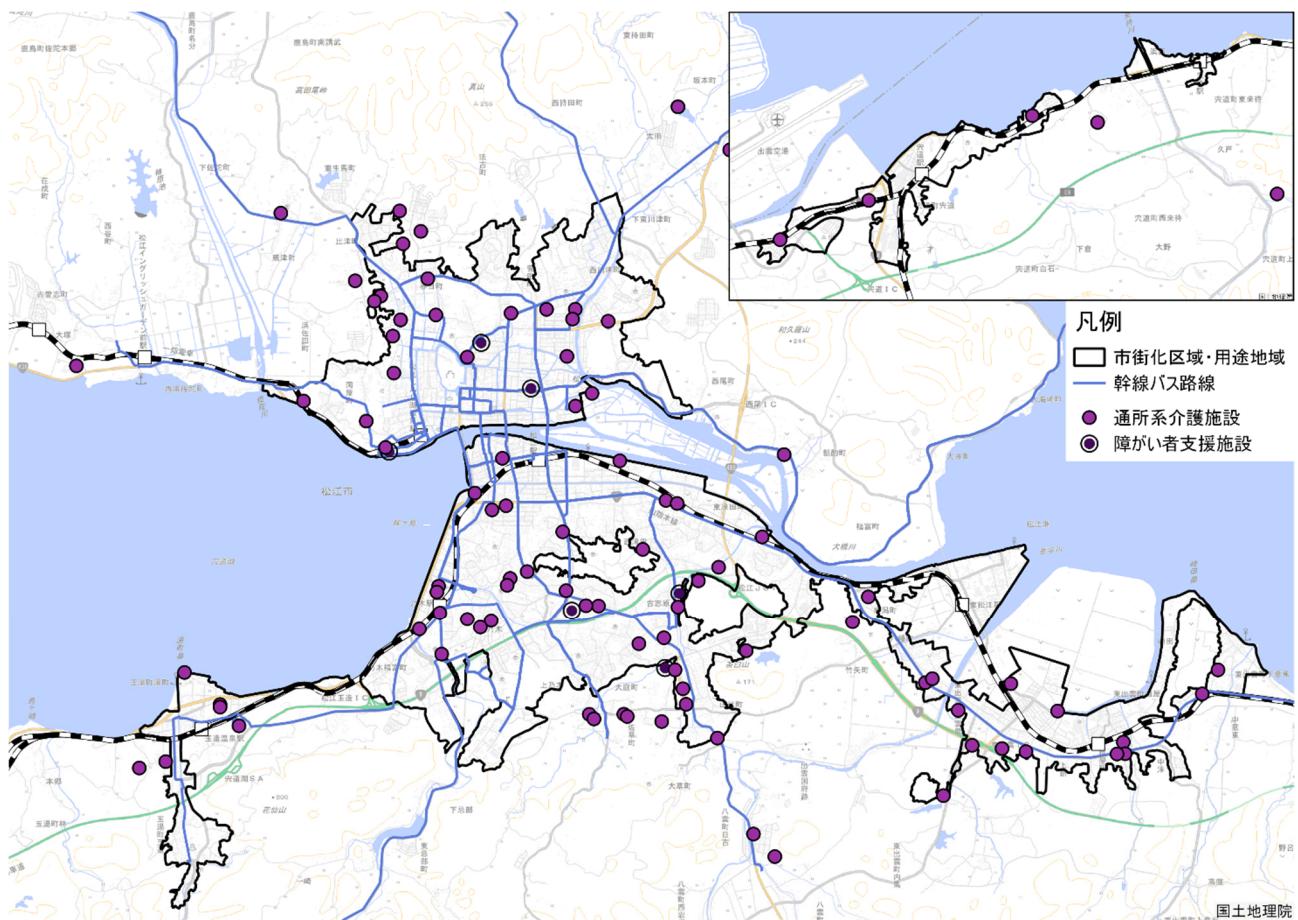
都市マスタープラン 地域区分	市街化区域・ 用途地域 面積 (ha)	項目	子育て支援施設 徒歩圏域	施設数
旧市街地	595	面積	513 ha	17
		カバー率	86 %	
津田・吉志原	557	面積	377 ha	8
		カバー率	68 %	
川津・持田・朝駒	381	面積	222 ha	7
		カバー率	58 %	
法吉・生馬	377	面積	308 ha	8
		カバー率	82 %	
湖東	405	面積	108 ha	4
		カバー率	27 %	
湖南	378	面積	270 ha	8
		カバー率	71 %	
玉湯	178	面積	51 ha	3
		カバー率	29 %	
宍道	237	面積	91 ha	3
		カバー率	38 %	
東出雲	406	面積	211 ha	7
		カバー率	52 %	
合計	3,514	面積	2,151 ha	65
		カバー率	61 %	

※徒歩圏域は500mとする。  
※各地域区分の市街地面積は  
GIS計測による。

## (5) 通所系介護施設・障がい者支援施設

市街地内には通所系介護施設が72施設、障がい者支援施設が5施設立地しています。

図 資1-12 通所系介護施設・障がい者支援施設の立地状況



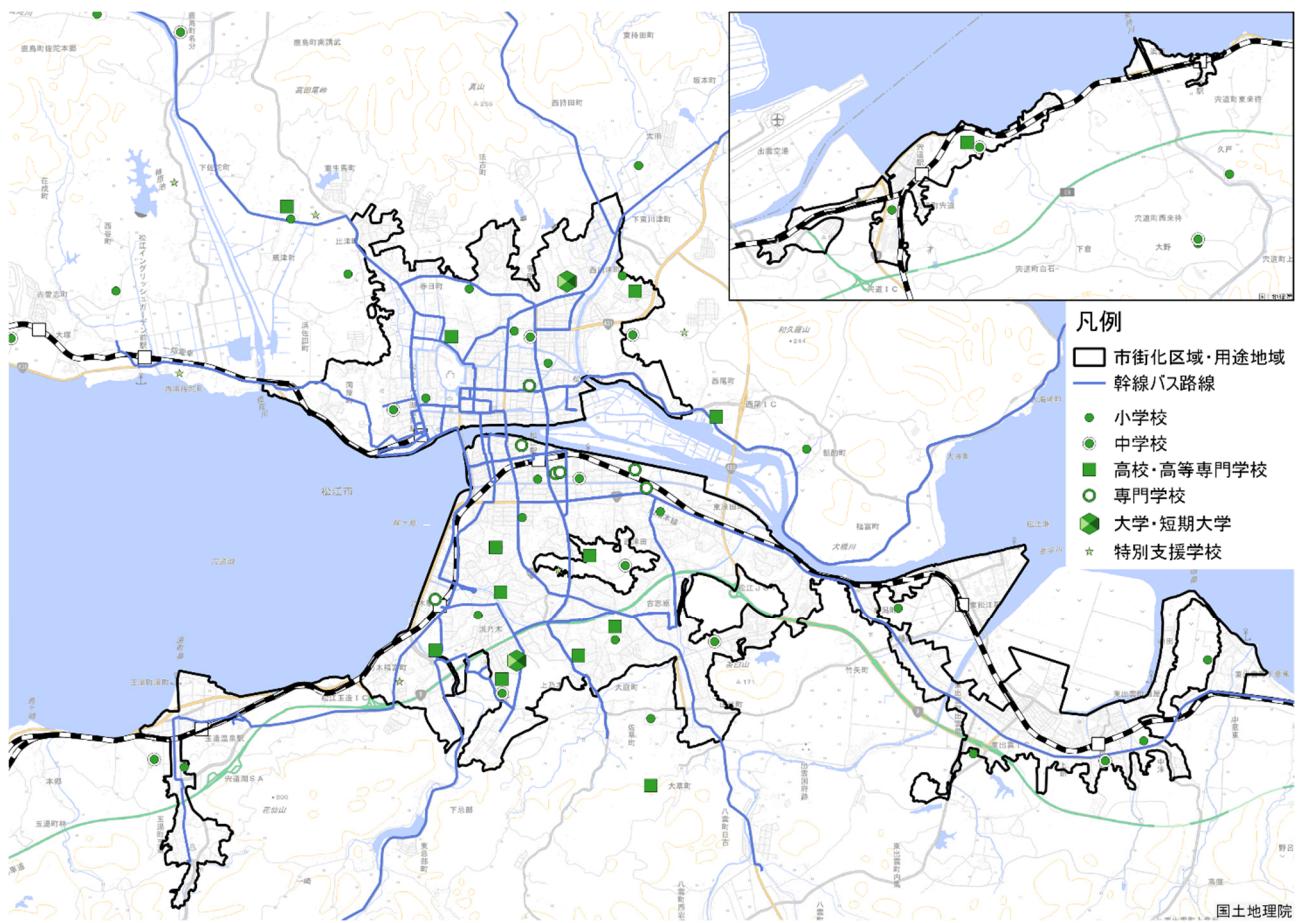
出典：都市政策課調査（平成31（2019）年2月時点）

通所系介護施設…通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション  
障がい者支援施設…生活や障がい等に関する相談窓口を有する施設

## (6) 学校施設

市街地内には高等教育機関である大学が2施設、専門学校が7施設立地しています。

図 資 1-13 学校施設の立地状況



出典：都市政策課調査（平成31（2019）年2月時点）

## 資料編2. 都市機能誘導区域、誘導施設

### 1. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、各エリアの用途地域、都市機能の立地状況を考慮の上、設定しています。

図 資 2-1 都市機能誘導区域 用途地域関連図【平成31(2019)年3月】

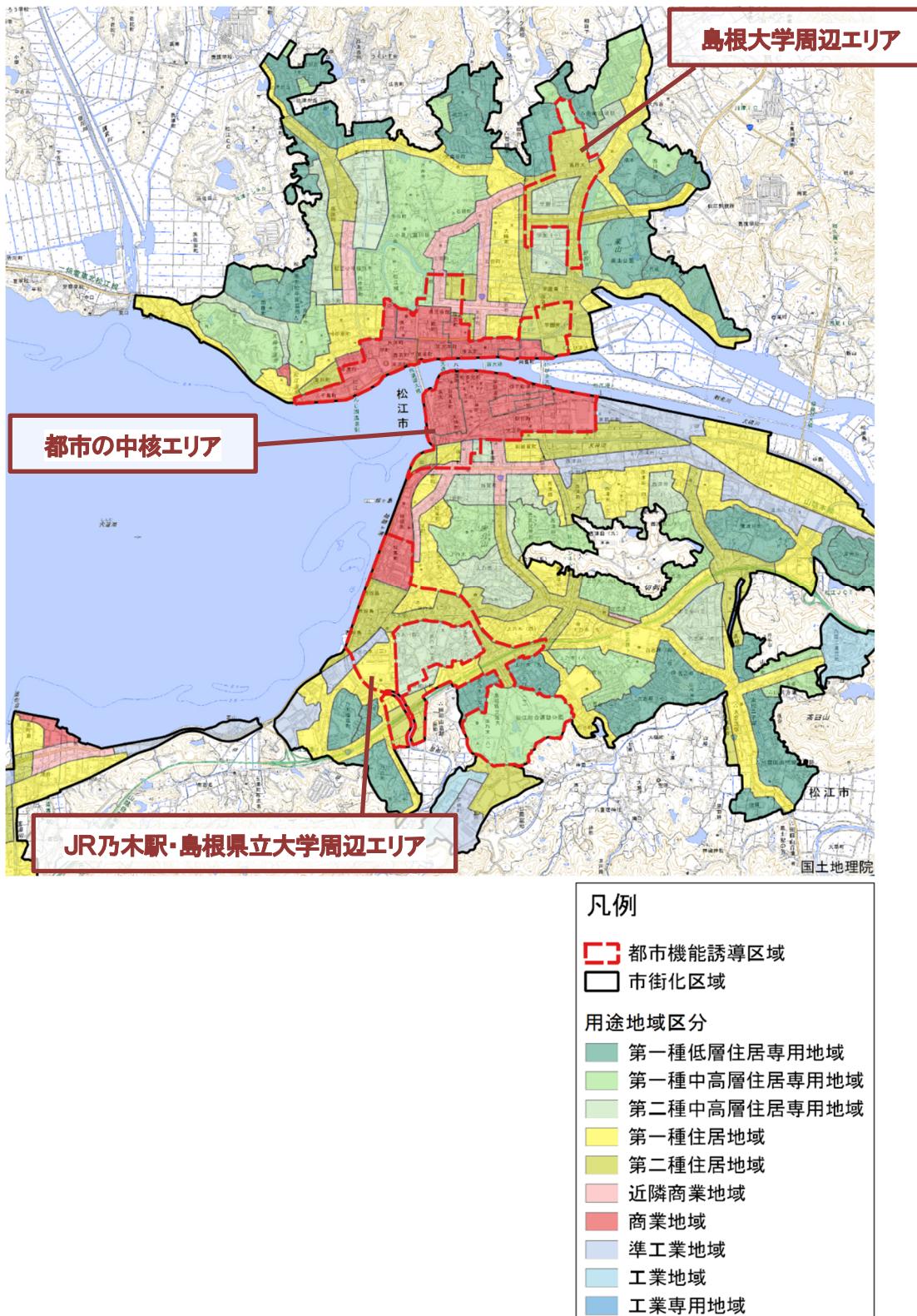
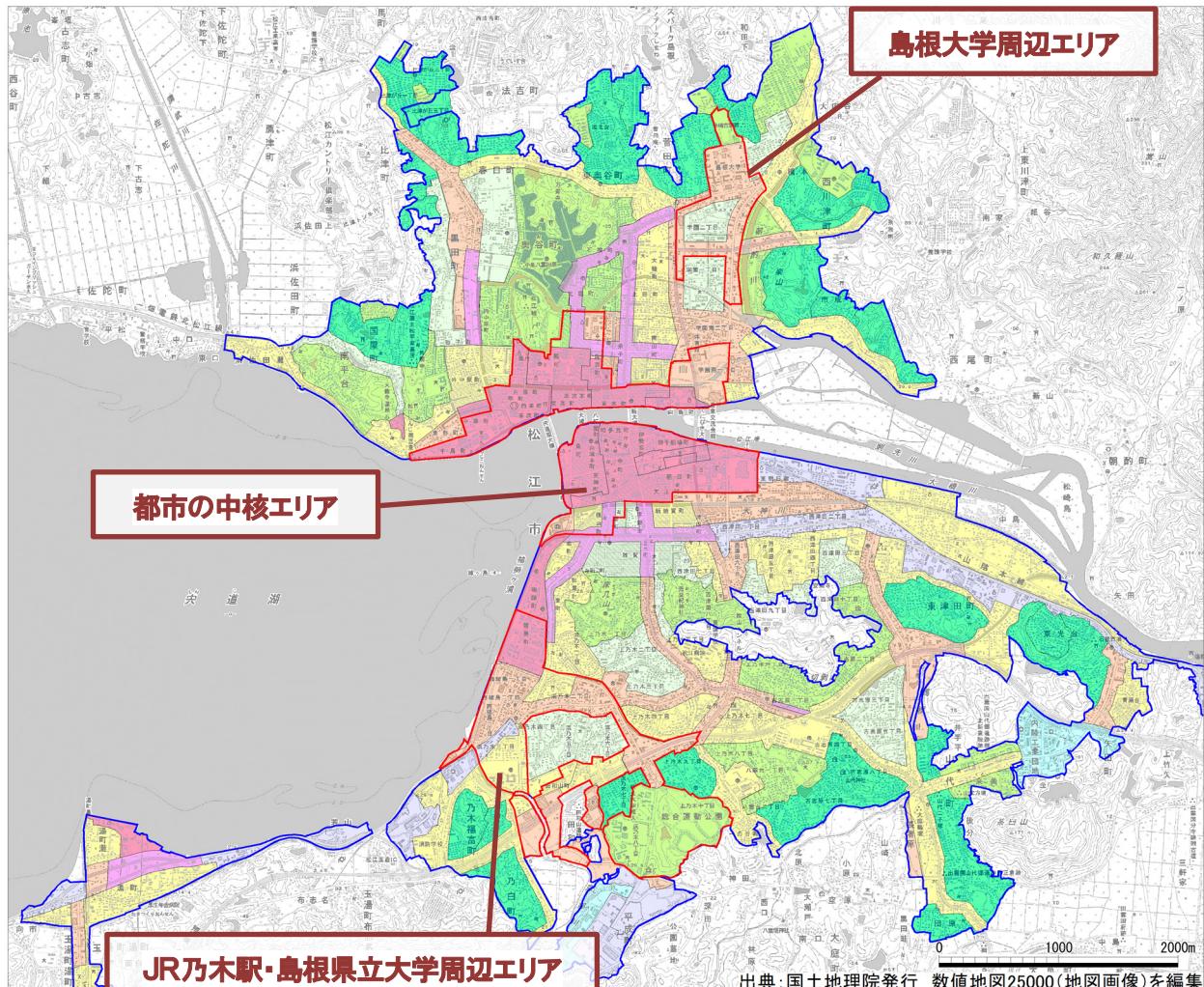


図 資 2-2 都市機能誘導区域 用途地域関連図【令和4(2022)年3月改定】



凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	都市機能誘導区域
<span style="color: blue;">■</span>	市街化区域・用途地域
用途地域区分	
<span style="color: green;">■</span>	第一種低層住居専用地域
<span style="color: lightgreen;">■</span>	第一種中高層住居専用地域
<span style="color: lightblue;">■</span>	第二種中高層住居専用地域
<span style="color: yellow;">■</span>	第一種住居地域
<span style="color: orange;">■</span>	第二種住居地域
<span style="color: pink;">■</span>	近隣商業地域
<span style="color: red;">■</span>	商業地域
<span style="color: lightblue;">■</span>	準工業地域
<span style="color: cyan;">■</span>	工業地域
<span style="color: blue;">■</span>	工業専用地域

## 2. 誘導施設

### 誘導施設の定義(再掲)

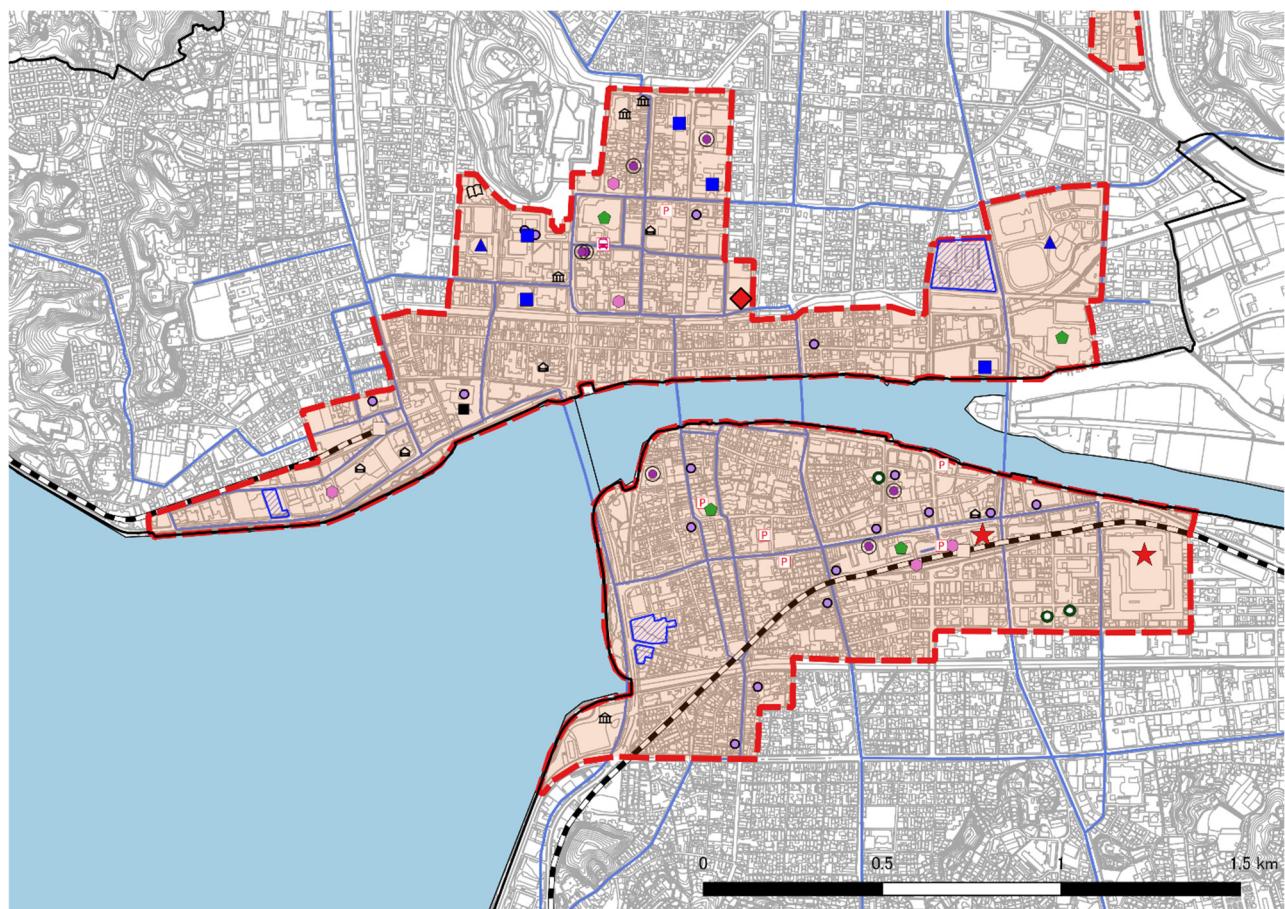
都市機能の種類	施 設	定 義
行政	国・県の機関	国・島根県の機関
	市の機関	市役所本庁舎
商業	大規模集客施設	映画館と店舗面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える店舗
	生鮮食料品を扱うスーパー	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設（共同店舗、複合施設等を含む）の内、生鮮食料品を扱うもの
	日用品店・ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設（生鮮食料品を取り扱うものを除く）
	娯楽施設	風営法の適用を受けない娯楽施設（ボウリング場 等）
医療	病院	医療法第 1 条の 5 に定める病院の内、第二次・第三次救急医療機関
文化	博物館・美術館	博物館法第 2 条第 1 項に定める博物館 博物館法第 29 条に定める博物館相当施設
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館
教育研究	大学・短期大学・関係機関	学校教育法第 1 条に定める大学
	専門学校	学校教育法第 124 条に定める専修学校
スポーツ	体育館・武道館	建築基準法別表第 1 (三) (い) 欄に記載される体育館（学校等に附属するものを除く）
	運動施設	都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 5 号に定める運動公園
交流	大規模交流施設	100 人以上の会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有する施設
金融	金融機関本店・ 政府系金融機関	日本銀行法、銀行法第 4 条、信用金庫法第 4 条、労働金庫法第 6 条、農業協同組合法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策投資銀行法に定める各種金融機関
	金融機関支店・郵便局	
宿泊	ホテル	旅館業法第 2 条第 2 項に定めるホテルの内、100 人以上の会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有するもの
観光	観光拠点施設	観光案内所、2 つ以上の土産物店が入居する複合店舗
交通	鉄道駅	鉄道駅
	バス停	1 日あたり 500 便以上が乗り入れるバス停
	駐車場	駐車場法第二条第二号に定める路外駐車場の内、時間貸しを行っている 3 階建て以上の立体駐車場及び地下駐車場

※法的な位置づけは、平成 30 (2018) 年時点のものであり、法改正により変更となる場合があります。

## MEMO

## (1) 都市の中核エリア

図 資 2-3 都市の中核エリアにおける誘導施設の立地状況



### 凡例

■ 都市機能誘導区域

□ 市街化区域・用途地域

— 幹線バス路線

▨ 遊休公有地

#### 行政機能

■ 国・県の機関

■ 市の機関

#### 商業機能

★ 大規模集客施設

★ 生鮮食料品を扱うスーパー

★ 日用品店・ドラッグストア

★ 娯楽施設

#### 医療機能

◆ 病院

#### 文化機能

▲ 博物館・美術館

□ 図書館

#### 教育研究機能

◆ 大学・短期大学・関係機関

○ 専門学校

#### スポーツ機能

▲ 体育館・武道館・運動施設

#### 交流機能

◆ 大規模交流施設

#### 金融機能

● 金融機関本店・政府系金融機関

● 金融機関支店・郵便局

#### 宿泊機能

△ ホテル

#### 観光機能

● 観光拠点施設

#### 交通

□ 鉄道駅

□ バス停

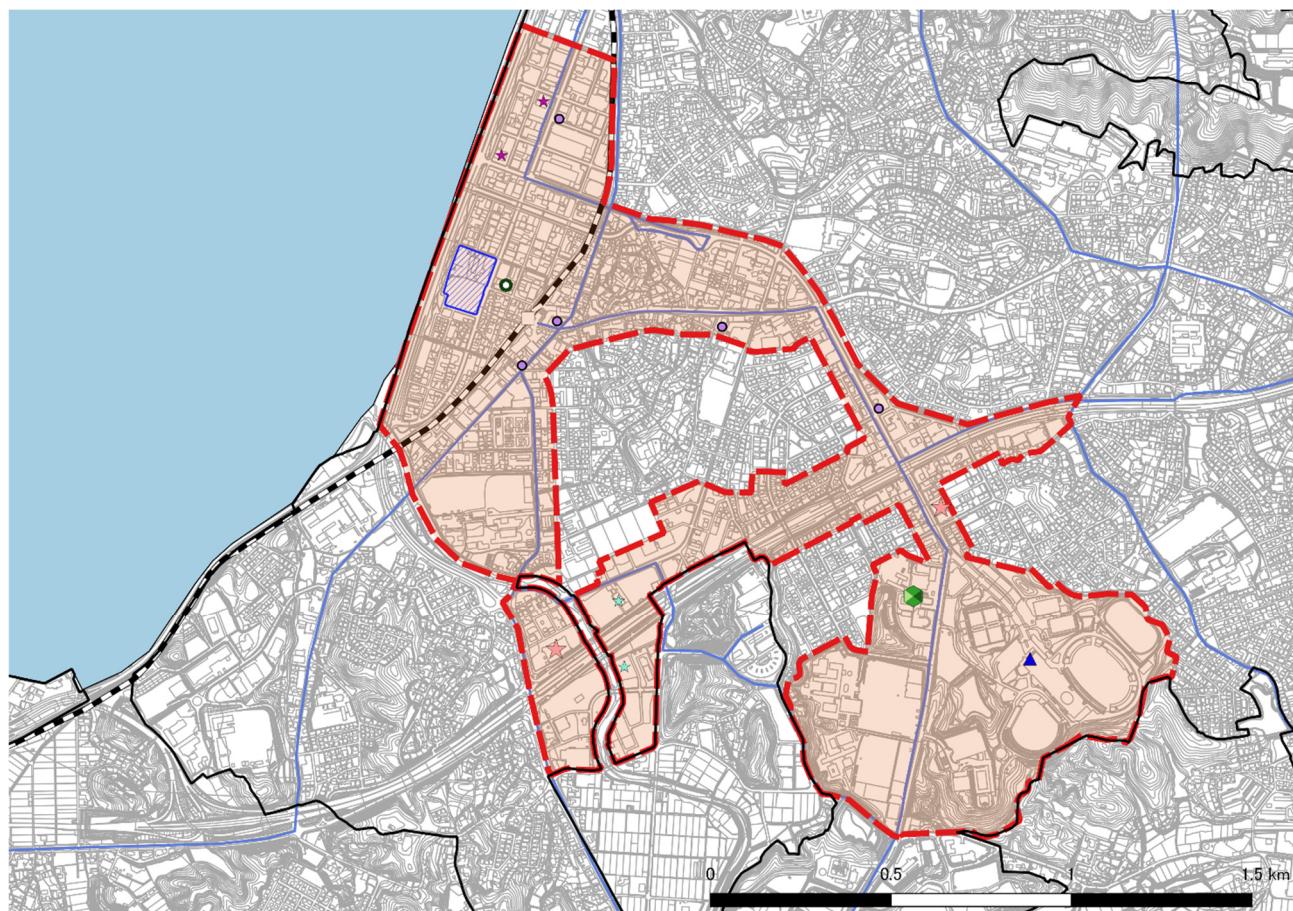
□ 立体駐車場

現在立地している誘導施設(平成 30(2018)年末時点)

都市機能の種類	施設	現在立地している誘導施設	施設数
行政	国・県の機関	島根県庁、島根県警察本部、松江地方合同庁舎、松江地方裁判所、松江法務合同庁舎	5
	市の機関	松江市役所	1
商業	大規模集客施設	一畑百貨店、イオン松江店	2
医療	病院	松江赤十字病院	1
文化	博物館・美術館	松江ホーランエンヤ伝承館、松江歴史館、竹島資料室、島根県立美術館	4
	図書館	島根県立図書館	1
教育研究	専門学校	松江栄養調理・製菓専門学校、山陰中央専門大学校、松江総合ビジネスカレッジ	3
スポーツ	体育館・武道館	松江市総合体育館、島根県立武道館	2
交流	大規模交流施設	くにびきメッセ、島根県民会館、松江テルサ、松江市市民活動センター	4
金融	金融機関本店・政府系金融機関	山陰合同銀行、しまね信用金庫、島根銀行、日本政策金融公庫松江支店、日本政策投資銀行松江事務所、日本銀行松江支店、商工組合中央金庫松江支店	7
	金融機関支店・郵便局	JFマリンバンクしまね本所、しまね信用金庫母衣町支店、みずほ銀行松江支店、広島銀行松江支店、山陰合同銀行県庁支店、山陰合同銀行松江駅前支店、山陰合同銀行北支店、山陰合同銀行本店営業部松江市役所出張所、山陰合同銀行本店営業部南出張所、中国労働金庫松江支店、鳥取銀行松江支店、島根銀行松江駅前支店南出張所、島根中央信用金庫松江支店、松江中央郵便局、松江殿町郵便局、松江東本町郵便局、松江白潟本町郵便局	17
宿泊	ホテル	松江ニューアーバンホテル、サンラボーむらくも、ホテル白鳥、ホテル一畑、松江エクセルホテル東急	5
観光	観光拠点施設	島根県物産観光館、カラコロ工房、宍道湖しじみ館、松江国際観光案内所、シャミネ松江	5
交通	鉄道駅	JR松江駅、一畑電車 松江しんじ湖温泉駅	2
	バス停	県民会館前バス停	1
	駐車場	松江駅前地下駐車場、白潟駐車場、フクシマ第2モータープール駐車場、タイムズ一畑殿町駐車場、寺町立体駐車場ビル、旧松江やよいデパート立体駐車場	6
合計			66

## (2) JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア

図 資 2-4 JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア【平成 31(2019)年 3月】における誘導施設の立地状況



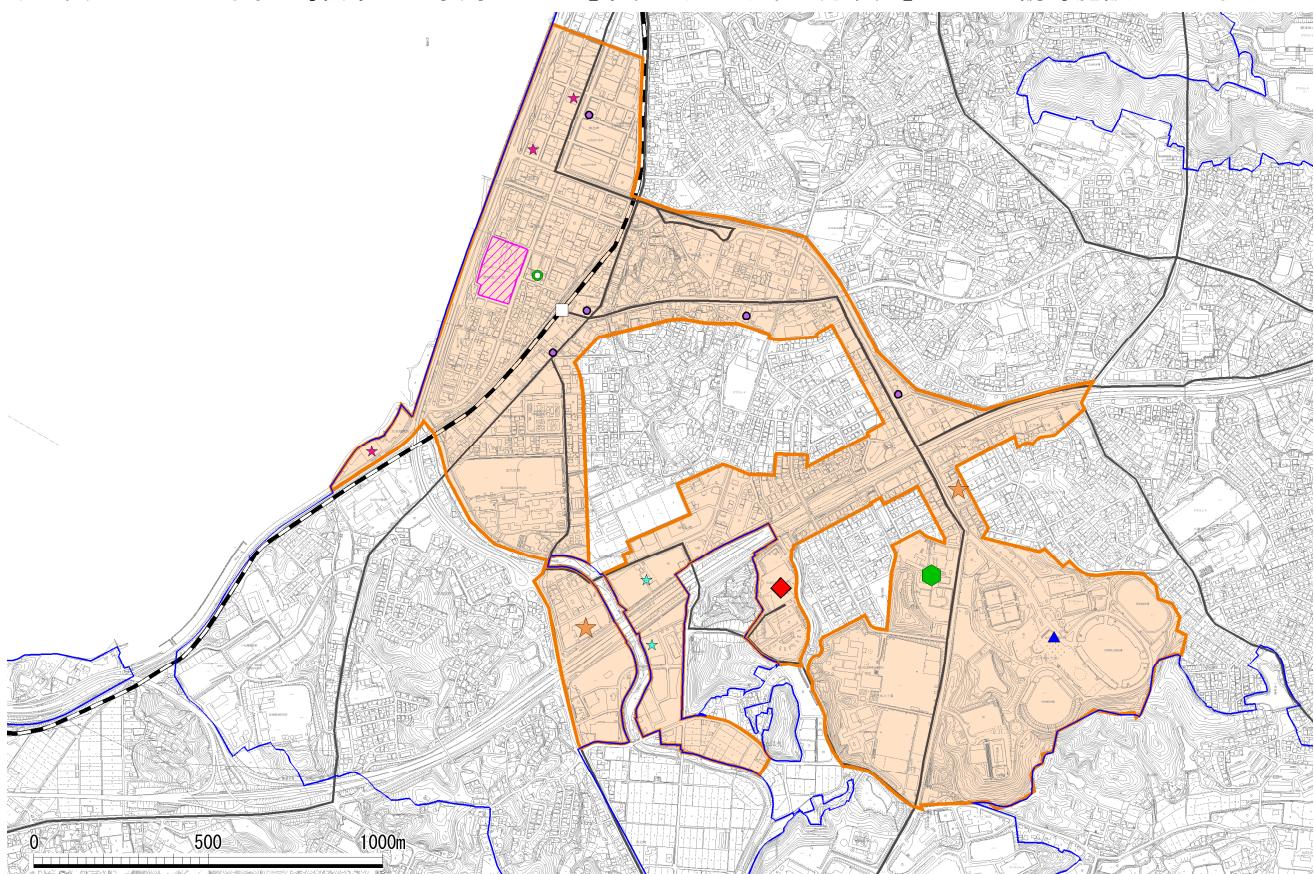
現在立地している誘導施設(平成 30(2018)年末時点)

都市機能の種類	施設	現在立地している誘導施設	施設数
商業	生鮮食料品を扱うスーパー	ディオ松江南店、みしまや田和山店	2
	日用品店・ドラッグストア	いない松江田和山店、ダイレックス乃白店	2
	娯楽施設	セガ松江、ホームランドーム松江店	2
教育研究	大学・短期大学・関係機関	島根県立大学松江キャンパス	1
	専門学校	松江市医師会立松江看護高等専修学校	1
スポーツ	運動施設	松江総合運動公園	1
金融	金融機関支店・郵便局	しまね信用金庫乃木支店、JAしまね乃木支店、山陰合同銀行乃木出張所、島根銀行松江御団地支店、松江浜乃木郵便局	5
交通	鉄道駅	JR乃木駅	1
合計			15

### 凡例

- 都市機能誘導区域
- 市街化区域・用途地域
- 幹線バス路線
- ▨ 遊休公有地
- 商業機能**
  - ★ 生鮮食料品を扱うスーパー
  - ★ 日用品店・ドラッグストア
  - ★ 娯楽施設
- 医療機能**
  - ◆ 病院
- 教育研究機能**
  - ◆ 大学・短期大学・関係機関
  - 専門学校
- スポーツ機能**
  - ▲ 体育館・武道館・運動施設
- 金融機能**
  - 金融機関支店・郵便局
- 交通**
  - 鉄道駅

図 資 2-5 JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア【令和 4(2022)年 3月改定】における誘導施設の立地状況



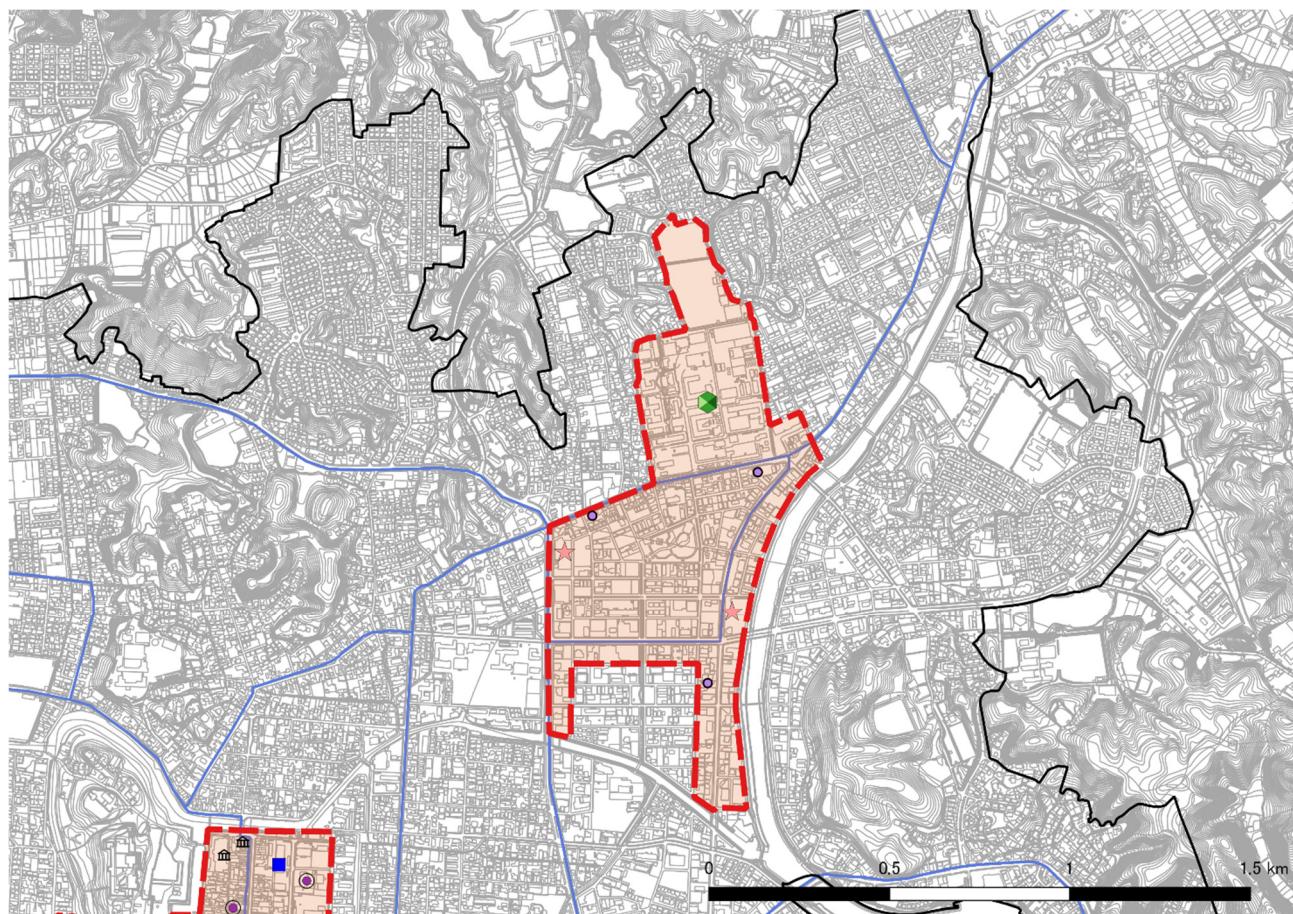
現在立地している誘導施設(令和 3(2021)年末時点)

都市機能の種類	施設	現在立地している誘導施設	施設数
商業	生鮮食料品を扱うスーパー	ディオ松江南店、みしまや田和山店	2
	日用品店・ドラッグストア	いない松江田和山店、ダイレックス乃白店	2
	娯楽施設	セガ松江、ホームランドーム松江店、しんじ湖ボウル	3
医療	病院	松江市立病院	1
教育研究	大学・短期大学・関係機関	島根県立大学松江キャンパス	1
	専門学校	松江市医師会立松江看護高等専修学校	1
スポーツ	運動施設	松江総合運動公園	1
金融	金融機関支店・郵便局	しまね信用金庫乃木支店、JAしまね乃木支店、山陰合同銀行乃木出張所、島根銀行松江御団地支店、松江浜乃木郵便局	5
交通	鉄道駅	JR乃木駅	1
合計			17

凡 例
■ 都市機能誘導区域
□ 市街化区域・用途地域
—— 幹線バス路線
▨ 遊休公有地
商業機能
★ 生鮮食料品を扱うスーパー
★ 日用品店・ドラッグストア
★ 娯楽施設
医療機能
◆ 病院
教育研究機能
◆ 大学・短期大学・関係機関
○ 専門学校
スポーツ機能
▲ 体育館・武道館・運動施設
金融機能
● 金融機関支店・郵便局
交通
□ 鉄道駅

### (3) 島根大学周辺エリア

図 資 2-6 島根大学周辺エリアにおける誘導施設の立地状況



現在立地している誘導施設(平成 30(2018)年末時点)

都市機能の種類	施設	現在立地している誘導施設	施設数
商業	生鮮食料品を扱うスーパー	みしまや学園店、イオン菅田店	2
教育研究	大学・短期大学・関係機関	島根大学松江キャンパス	1
金融	金融機関支店・郵便局	山陰合同銀行島大前支店、島根銀行学園通支店、米子信用金庫松江北支店	3
合計			6

#### 凡例

- 都市機能誘導区域
- 市街化区域・用途地域
- 幹線バス路線
- 商業機能**
- ★ 生鮮食料品を扱うスーパー
- ★ 日用品店・ドラッグストア
- 教育研究機能**
- ◆ 大学・短期大学・関係機関
- 金融機能**
- 金融機関支店・郵便局

## 資料編3. 策定体制・策定経過

### 1. 策定体制

#### 松江市立地適正化計画検討委員会

氏名 (五十音順 敬称略)	所属・役職 (委嘱時)
淺田 純作	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授
井上 和広	一畠バス株式会社 乗合部 次長
菊池 慶之	島根大学 法文学部社会文化学科 准教授
中西 正昭	城東地区町内会・自治会連合会会长
野津 立秋	松江市医師会 会長
広野 正充	松江市身障者福祉協会 会長
矢田 裕光	松江商工会議所 青年部 会長
和田 昇司	西日本旅客鉄道株式会社 山陰地域振興本部 副本部長

#### 松江市立地適正化計画庁内検討会議

関係分野	関係課
公共交通	交通政策課、交通局総務課
中心市街地活性化	商工企画課
公共施設再編	資産経営課
インフラ	公園緑地課、管理課、上下水道局経営企画課、 上下水道局建設課計画推進室、ガス局営業総務課
医療・福祉	福祉総務課、障がい者福祉課、健康政策課、保健衛生課
子育て	子育て政策課
定住	定住企業立地推進課、建築指導課、税務管理課
防災	防災安全課
学校	教育総務課
コミュニティ	市民生活相談課、生涯学習課
景観	まちづくり文化財課

## 2. 策定経過

年度	月日	会議名等	内容
平成29年度	9月26日	庁内講演会 弘前大学 北原啓司 教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 題目「地方都市におけるコンパクト&amp;ネットワークの意味」</li> </ul>
	12月13日	第1回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松江市都市計画マスターplanについて</li> <li>○ 立地適正化計画制度の概要</li> <li>○ 計画策定の進め方</li> <li>○ 松江市の現状について</li> </ul>
	3月14日	第2回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市マスターplanと立地適正化計画の関係性について</li> <li>○ 立地適正化計画の完成イメージについて</li> <li>○ 誘導区域設定の基本的な考え方について</li> <li>○ 松江市の市街地の課題について</li> </ul>
	3月20日	第36回 松江市都市計画審議会	策定体制・スケジュールの共有
平成30年度	5月30日	第3回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域設定の基本的な方針について</li> <li>○ 誘導区域内に必要となる誘導施設について</li> </ul>
	8月1日	第4回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誘導区域(案)について</li> <li>○ 都市機能誘導区域内に設定する誘導施設について</li> </ul>
	8月28日	第37回 松江市都市計画審議会	策定経過の報告
	10月3日	第5回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乃木駅周辺の都市機能誘導区域の変更(案)について</li> <li>○ 立地適正化計画の構成(案)について</li> <li>○ 誘導施策について</li> <li>○ 数値目標(案)について</li> </ul>
	11月1日	第38回 松江市都市計画審議会	策定経過の報告
	1月9日	第6回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松江市立地適正化計画の素案について</li> </ul>
	2月1日～3月2日	パブリックコメント (意見募集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松江市立地適正化計画(案)のパブリックコメント(意見募集)</li> </ul>
	2月8,9日	住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画案の説明</li> <li>○ 質疑応答</li> </ul>
	3月18日	第7回 松江市立地適正化計画 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松江市立地適正化計画の最終案について</li> </ul>
	3月25日	第39回 松江市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松江市立地適正化計画の最終案について</li> </ul>

## 資料編4. 防災指針の策定経過

### 1. 防災指針の策定経過

年度	月日	会議名等	内容
令和3年度	8月30日	第47回 松江市都市計画審議会	<input type="radio"/> 松江市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について <input type="radio"/> 居住誘導区域に含まない区域について
	11月25日	第48回 松江市都市計画審議会	<input type="radio"/> 松江市立地適正化計画防災指針の素案について
	12月15日 ～1月13日	パブリックコメント (意見募集)	松江市立地適正化計画防災指針（案）のパブリックコメント（意見募集）
	2月14日 ～2月28日	第49回 松江市都市計画審議会 (書面会議)	<input type="radio"/> 松江市立地適正化計画防災指針の最終案について <input type="radio"/> 都市機能誘導区域について <input type="radio"/> 都市機能誘導区域内に設定する誘導施設について

## 資料編 5. 用語説明

### 1. 用語説明

----- < p.2 > -----

#### 松江市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する方針などを示すもの。松江市歴史的風致維持向上計画では、豊富な遺跡群や城下町、茶の湯文化、伝統的な祭礼行事など、松江固有の歴史的風致（松江らしさ）の維持向上を図ることを目的としている。

#### 松江市耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上を促進することを目的に策定するもの。地域の特性に応じた住宅の耐震対策や、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道地域における耐震化の取組のほか、耐震改修及び耐震診断に係る数値目標について位置付けている。

----- < p.6 > -----

#### 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づいて行われ、都市計画区域内の一定の地区において、土地の区画形質を変更し、道路・公園・下水道など公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、健全な市街地を形成する事業のこと。

----- < p.10 > -----

#### 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、都道府県が指定。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。島根県では平成 26（2014）年に指定が完了。

----- < p.12 > -----

#### ジオパーク

地球・大地（ジオ：Geo）と公園（パーク：Park）とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所のこと。地球科学的に価値の高い地質・地形のある自然遺産を保護・保全し、教育や防災活動、観光振興等に活用し、地域の持続可能な開発を目指すもの。

## 高規格幹線道路

「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のことをいう。一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路を指し、第四次全国総合開発計画に高規格幹線道路として位置づけられている。松江市周辺部では、尾道松江線、山陰道などが該当する。

## 地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね 60km/h 以上の走行サービスを提供できる道路。

## 内水対策

人々が住む堤防の内側を「堤内地」、川の水が流れている場所を「堤外地」と呼ぶが、堤内地にある水のことを「内水」という。内水は、本来堤外地の川へと流れいくが、洪水が発生し川の水位が高くなると内水の水はけが悪くなり、堤内地にたまる水の量が増えていく。その結果、家屋や農地などが水に浸かるなどを「内水被害」と呼んでいる。内水被害を防ぐために、たまつた水を排水ポンプで吸い上げて、川へ流す対策などを内水対策という。

## 地区計画

良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態などについて住民らの意向を反映しながら計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度のこと。

## 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県が指定。崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、立木の伐採などの行為が行われることを制限する必要がある土地の区域。

## 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、国が指定。地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するもの。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、都道府県が指定。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。島根県では平成31（2019）年度以降順次指定の予定。

## 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨（河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨<sup>※1</sup>）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

※1：平成27（2015）年5月水防法が一部改正され、対象降雨が「想定し得る最大規模の降雨（想定最大）」に拡大された。

----- < p.36 > -----

## バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加するまでの障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。もともと段差等の物理的障壁を除去する意味で建築用語として使用されていたが、現在では、より広く高齢者、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという意味でも用いられている。

## 要配慮者

災害対策基本法では、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を、「要配慮者」と定義している。

## U I Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する形態の総称。Uターンは出身地へ戻る形態、Iターンは出身地以外の地域へ居住する形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態を指す。

----- < p.55 > -----

## リノベーション

既存の建物について、大規模な改修工事を施し、用途や機能を変更することにより、建物の性能や価値を高めること。

----- < p.58 > -----

## 交通 IC カード

日本の乗車カードのうち、非接触型 IC カード方式を採用している電子マネー機能付き乗車カードのこと。

## モビリティ・マネジメント

過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組。環境や健康などに配慮した交通行動を、一人一人の住民や、一つ一つの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が特徴。

----- < p.86 > -----

## KPI (Key Performance Indicator)

日本では「重要業績評価指標」「重要達成度指標」「重要成果指標」などに訳される。

----- < p.89 > -----

## PDCA サイクル

Plan(計画) – Do(実行) – Check(評価) – Action(改善)の各プロセスで計画の進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行う管理手法。

松江市立地適正化計画  
平成 31 (2019) 年 3 月 策定  
令和 4 (2022) 年 3 月 改定

編集・発行 松江市歴史まちづくり部都市政策課  
〒690-8540 島根県松江市末次町 86  
TEL : 0852-55-5373 Fax : 0852-55-5552  
e-mail : t-plan@city.matsue.lg.jp